

香川県がん対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、がんの予防及び早期発見、科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）その他のがん対策の基本となる事項を定めることにより、県民とともにがん対策を総合的に推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、がん対策に関し、国及び市町並びに関係団体等（医療機関、医療関係団体並びにがん患者及びその家族等（以下「がん患者等」という。）で構成される民間団体その他の関係団体をいう。以下同じ。）との連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第3条 県民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等に関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めなければならない。

2 県民は、がん患者等の置かれている状況に対する理解を深め、互いに支え合うよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第4条 がんの予防又はがん医療に携わる者（以下「保健医療関係者」という。）は、県及び市町のがん対策に協力し、がんの予防及び早期発見に寄与するよう努めるとともに、がん患者等の置かれている状況を深く認識し、がん患者等が求めるがんに関する情報の提供を含め、良質ながん医療を行うよう努めるものとする。

(市町の役割)

第5条 市町は、県及び関係団体等と連携し、がん対策の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、県及び市町のがん対策に協力するよう努めるとともに、従業員ががんを予防し、若しくは早期に発見することができ、又は従業員若しくはその家族ががん患者となった場合においても、当該従業員がその治療若しくは療養若しくは家族の看護の実情に応じた就労を継続することができる環境を整備するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第7条 県は、県民のがんの予防に資するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等を考慮したがんの予防に関する普及啓発

- (2) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するための施策及び禁煙に取り組もうとする者に対する支援
- (3) がんの予防に対する高い効果が見込まれる予防接種の普及
- (4) 性別及び罹患しやすい年齢を考慮したがんの予防に関する普及啓発
- (5) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防に資する施策

2 県は、県民のがんの早期発見に資するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) がん検診の受診率の向上のための施策
- (2) がん検診に携わる保健医療関係者の資質の向上に資する研修の機会の確保
- (3) 前2号に掲げるもののほか、がんの早期発見に資する施策
(がん患者に対する支援等)

第8条 県は、がん患者等からの相談に応じるための体制の充実その他のがん患者等の支援のために必要な施策を実施するものとする。

2 県は、がん患者等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族の生活の質の向上に資する活動を支援するために必要な施策を実施するものとする。

(がん医療に関する情報の収集及び提供)

第9条 県は、全ての県民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、がん診療連携拠点病院（国が定める指針に基づいて厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）その他のがん医療を提供する医療機関の診療に係る情報の収集及び提供のために必要な施策を実施するものとする。

(がん医療の水準の向上)

第10条 県は、がん診療連携拠点病院その他の医療機関と連携し、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じて適切ながん医療を受けられるよう、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院の整備及び機能の強化
- (2) 都道府県がん診療連携拠点病院と地域がん診療連携拠点病院との間又は地域がん診療連携拠点病院相互の間における連携の強化
- (3) がん診療連携拠点病院とその他の医療機関との間における連携及び協力を推進するための体制の整備
- (4) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
- (5) 前各号に掲げるもののほか、がん医療の水準の向上に関し必要な施策

(緩和ケアの充実)

第11条 県は、がん患者に対する緩和ケア（がんによる身体的な苦痛又は精神的若しくは社会的な不安の軽減を主たる目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下同じ

。)の充実を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保

(2) 緩和ケアをがんの治療の初期段階から提供することができる体制の整備

(3) がん患者が在宅での緩和ケアを受けることができる体制の整備

(4) 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実に関し必要な施策

(在宅医療の充実)

第12条 県は、医療機関、訪問看護事業所、薬局等と連携し、がん患者等がその意向に応じて在宅での療養を受けられるよう、在宅でのがん医療の充実のために必要な施策を実施するものとする。

(がん登録の推進)

第13条 県は、効果的ながん対策の立案及びがん医療の水準の向上に資するため、がん登録(がん患者の罹患、転帰その他の状況を把握し、及び分析するための制度をいう。以下同じ。)の推進のために必要な施策を実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、がん登録により収集した情報についてその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いられることのないよう、がん患者に係る個人情報の保護に関し適切な措置を講じなければならない。

(がん教育の推進)

第14条 県は、学校関係者、保健医療関係者及び関係団体等と連携し、児童及び生徒が学習活動等を通じてがんに対する理解及びがんの予防に関する知識を深めるために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(県民運動の推進)

第15条 県は、がん対策に携わる全ての関係者と幅広く連携し、がん対策に関する県民の理解及び関心を深めるための運動を県民とともに行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、がん対策に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。